

医療法人樫原友紘会

訪問看護ステーションひのか運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人樫原友紘会が開設する訪問看護ステーションひのか（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態及び病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人樫原友紘会 訪問看護ステーションひのか
- (2) 所在地 奈良県樫原市石川町1-1-7番地2

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている訪問看護の示指に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
訪問看護師を兼ねる事が出来る。
- (2) 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上
看護師その他の従業者は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護の

提供にあたり、訪問看護報告書を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、日曜日、国民の祝日、年末年始12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日は、8時30分から17時までとする。
土曜日は8時30分から12時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡（必要時訪問）が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族から事業所に直接申込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、事業所から市町村に相談する。
- (4) 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。
- (5) 看護師等はサービスの提供開始の際、あらかじめ訪問看護を受ける者（以下「利用者」という。）及びその家族に対し、利用手続、その他サービスの提供方法、内容及び利用料について説明し、同意を得なければならない。
- (6) 看護師等は、利用の開始に当たって、介護保険・医療保険被保険者証等により、利用者が受給資格者であることを確認しなければならない。
- (7) 事業所は、必要とする療養上の世話の程度が重いことをもってサービスの提供を拒否することはできない。ただし、利用者の病状が重篤なために事業所での対応が困難である場合、事業所の看護師等の現員からは利用申し込みに応じきれない場合等、自ら適切に訪問看護の提供をすることが困難であると認めた場合は、この限りではない。
- (8) サービスの提供が困難な場合は、管理者は速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じなければならない。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察

- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥創の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症患者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置
- 2 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。
 - 3 事業所は、その他の利用料として利用者側の選定に基づく特別の訪問看護サービスに係る差額費用及び訪問看護サービス以外のサービス提供に要する費用として、別表1に定める額を利用者から徴収する。
 - 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意を得なければならない。
 - 5 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、樫原市・高取町・明日香村の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じ、速やかに管理者に報告を行うこととする。
- 2 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者

に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、社会的使命を充分認識し従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人樞原友絃会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成13年7月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月18日に一部改定する。
- この規程は、平成23年11月1日に一部改定する。
- この規程は、平成24年4月1日に一部改定する。
- この規程は、平成25年8月20日に一部改定する。
- この規程は、平成27年12月15日に一部改定する。
- この規程は、令和2年4月20日に一部改定する。
- この規程は、令和6年3月31日に一部改定する。
- この規程は、令和6年6月12日に一部改定する。

別表1

サービスの内容	支払い基準及び金額（税込）
営業日以外の訪問看護サービス	1 訪問につき 2,000 円
交通費	【自動車を利用】（医療保険） 事業所から、片道10キロメートル未満は500円、それ以上は1キロメートル増すごとに50円追加徴収。 （介護保険） 通常の事業の実施地域外は地域を超えた場所から計算し、1キロメートル増すごとに50円徴収。 【有料駐車場利用】実費分 【公共交通機関利用】実費分
死後の処置	15,000 円
医療機器貸出	吸引器：2 週間毎 1,000 円